

文教福祉常任委員会

令和4年12月13日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第15号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 工事請負契約の変更について
(旭市立第二中学校特別教室棟大規模改造工事)

議案第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第20号 指定管理者の指定について
(社会体育施設12施設)

出席委員（7名）

委員長	宮内保	副委員長	片桐文夫
委員	永井孝佳	委員	崎山華英
委員	伊場哲也	委員	戸村ひとみ
委員	伊藤春美		

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議長	木内欽市	議員	松木源太郎
議員	飯嶋正利	議員	常世田正樹

説明のため出席した者（16名）

副市長	飯島茂	環境課長	高根浩司
保険年金課長	高野久	健康づくり課長	齊藤孝一

社会福祉課長	椎 名 隆	子育て支援 課長	多 田 英 子
高齢者福祉 課長	赤 谷 浩 巳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
その他担当 職員	6 名		

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。今日は、外は小雨が降っていて少し寒くて、いよいよ冬本番かなということで、委員の皆さん、そして職員の皆さん、風邪を引かないように、そしてコロナにかからないように十分注意していただきたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、飯嶋正利議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしますので、ご了解のほどお願いいたします。

本日、木内議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をよろしくをお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、そして副市長をはじめ幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました5議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが挨拶に代えさせていただきます。

それでは、宮内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で5議案でございます。その内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、条例関係が1議案で、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、契約関係が1議案で、議案第18号、工事請負契約の変更について、和解関係が1議案で、議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、指定管理者関係が1議案で、議案第20号、指定管理者の指定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努

めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 15 号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、工事請負契約の変更について、議案第 19 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第 20 号、指定管理者の指定についての 5 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、教育総務課所管の事項について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

9 ページ、上段、12 款分担金及び負担金の説明欄 1、学校給食費負担金、補正額 609 万 4,000 円の減額は、県の制度に合わせ、現行の第三子無料化の対象範囲を拡充することにより、給食費無料化の対象者が増加するためでございます。

続きまして、同じページの中段、中ほどになりますが、15 款県支出金、説明欄 1、千葉県公立学校給食費無償化支援事業費補助金、補正額 416 万円の増額は、第三子無料化による県補助金です。補助率につきましては、第三子無料化対象者給食費に対しまして 2 分の 1 となり、今年度は令和 5 年 1 月から 3 月分までの給食費無料化分が補助対象となります。

これに関連しまして、お手元に資料のほうをお配りしてございます。右の上に、議案第 1 号教育総務課と書いてある資料でございます。

資料 1、第三子以降無料化の概要という資料をご覧になっていただきたいと思います。

こちらのほうに、現行制度と拡充後制度の変更点を表にまとめてございます。表の上の段、無料化の条件ですが、こちらの②番をご覧ください。左の欄、現行制度では、市内小・中学校に 3 人以上子が在籍し、その 3 人目以降が無料化の対象となっておりましたが、右の欄、拡充後制度では、保護者が扶養している子は全て無料化条件の子として数えることができますので、その 3 人目以降が無料となるというものでございます。

次の段、対象者の人数ですが、現行制度では合計 195 人が対象となっておりましたが、拡充後制度では、合計 659 人が対象となる見込みでございます。

次の段、無料化の対象額でございますが、現行制度では本年 4 月から 1 年間で合計約 900 万 5,040 円でございますが、拡充後制度では、現在の無料化対象者に 1 月から 3 月までの対象となる 3 か月分の給食費が加算されますので、下から 3 段目、合計で 1,509 万 8,280 円となる見込みでございます。

次の段の県補助金ですが、現行制度では補助金はありませんでしたが、拡充後制度では、無料となる現行制度の対象者及び拡充後対象者の 3 か月分の給食費の 2 分の 1、416 万円が補助金となり、本年度交付される見込みでございます。

次に資料の 2 枚目をご覧になっていただきたいと思います。

こちらは、現行制度と制度拡充後の無料化対象者の参考例を表にしたものでございます。無料化制度において子としてカウントされる子をグレーの網掛けで表示してございます。

上の段の表になりますが、現行制度ですと、対象者が市内小・中学校に在籍する児童・生徒がカウントの対象となりますので、この表で見ると、例の 5 のみが 3 人以上市内小中学校に在籍するということで第三子が無料化の対象となります。

これに対しまして、下段の拡充後制度では、扶養されていれば子としてカウントされるため、無料化の対象者が大きく増えることになります。この表では例 4 を除いて全て無料化の対象となります。例 1 の第三子、第四子、例 2 の第四子、例 3 の第四子、あと例 5、例 6 それぞれ第三子も無料化の対象となるというような表になってございます。

以上で、議案第 1 号の教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 本会議の議案質疑もさせていただいたんですけれども、第一学校給食セ

ンター運営費と第二学校給食センター運営費で、賄い材料費が随分値上がりしたといひましようか、そこの補填になる計算だと思ひうんですけど、SDG s の中ではもうたわれていまひし、あと最近、農業新聞でも見たんですけど、フードロスとの関係で、学校給食のほうもどのような対策をいまひているのかということをお伺ひしたいんです。賄い費との兼ね合ひといひうんでしょうか、相当量出ているのかどうか、その辺は検証しながら、賄い費の増額といひうものも考えなきやいけなひことじやなひかと私は思ひうんですけども、割合でも金額でも、金額に換算できればですけども、教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま戸村議員のほうからのご質疑で、賄い材料費が今回増額しているわけですが、それに関連して、フードロスで給食残渣の量ということかと思ひますが、すみません、ただいま手元に資料がございません。

ただ、給食残渣は確かにございまひます。それについて、できるだけ食べ残しのなひように、あるいは牛乳も飲まないでそのまま捨てられてしまうといひうようないろいろな問題がございまひます。そういったものを踏まえまして、今給食の時間は、まだ黙食になつていまひます。今後向かい合つて食べられるようにとか、いろいろ今後進んでいくと思ひうんですが、その際に、今現在、給食センターのほうで動画をつくつて、給食についていろいろ解説した動画とかを流しているんですけども、そういった中でもSDG s とか、食べ残しがなひようにとか、そういったものを進めていきたくと思ひえておいまひます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ぜひ私、一度、それこそ給食の状況とか見せていただきたひなと。前にいたところでは、学校の給食の時間に視察をさせていただいて、あまりにも残しているものが多くて、特に頭がついていまひる魚はほとんど誰も食べてなくて、ただそれなのに出し続けなきやいけなひのかなといひうふうな疑問も持ちまして、好き嫌いをなくすといひうのは物すごく大事なことだと思ひうんです。

ただ、先ほども牛乳の例もありましたけれども、親御さんが牛乳を飲ませないといひうふうなポリシーを持ってらっしゃる方とかがいらっしゃるし、あとアレルギーの問題もありまひし、そういったところをちゃんと分析していただいて、いつもいっぱい残つてくるものとか、そういったものを材料としてまた使い続けるとか、そういったことを見直していただきたひと思ひ

ます。この増額分は、説明では単純に1.1を掛けて出した金額だということだったんですけれども、材料費が本当に全体的に値上がりしているわけですから、ここで1回、きちんと見直しをしていただきたいと思います。市民の税金から本当にもったいないことを起こしてはいけませんので、お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ただいま戸村委員からご指摘があったように、残渣の状況の分析はかなり必要だと思います。今後、それについても検討していきたいと考えております。

給食につきましては、子どもたちができるだけ楽しく食べてもらうように、今、物語給食とか、千産千消デーとか、鉄人給食とか、いろいろ工夫してやっているところですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 今、牛乳の話が出たと思うんですけれども、他の自治体だと、牛乳を飲まない児童がいた場合は出さないというところもあつたりとか、希望制だったりするところも聞いているんですけれども、旭市だと、例えばアレルギーとかだったら出さないということはあるかもしれないんですけれども、家庭の方針とか、アレルギーではなくても、おなか合わない子に出さないという希望制を取っていたりとかはしないんですか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今現在、旭市では希望制は取っておりません。

ただ、そういった自治体があるということであれば、その状況も研究したいと思います。確かに、全然飲まないで捨てられるのはもったいないものですので、そういった希望制を取れば、ただ給食費のお金をもらっているということもあるので、差をつけるというのはできない部分もあると思います。今後、研究していきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第 15 号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

令和 4 年 11 月 30 日提出、子育て支援課、干潟保育所を民営化した場合の経費比較の資料をお願いいたします。

令和 4 年 11 月 21 日に実施いたしました旭市議会第 2 回臨時会全員協議会で説明させていただきました内容の主な修正箇所を中心にご説明させていただきます。

①の指定管理者制度の場合（現状）では、歳出の欄、施設の維持管理等を担当する市職員の人件費と、その下の負担金、千葉県保育協議会他を追加いたしました。公立保育所の施設の維持管理等を担当する市職員が干潟保育所の修繕等もほかの保育所同様に現場に出向き対応しており、業者選定や契約、支払い事務まで行うことから、人件費相当分として 93 万円。それと、公立保育所であることから、負担している負担金や建物の保険等の 7 万 7,000 円を今回計上させていただきました。

理由としましては、指定管理者制度により運営を民営化したことで、保育士の人件費等については既に旭鈴木学園が支払っており、市は負担していなかったことから、当初の試算では、人件費以外の補助金等で試算しておりました。

しかし、建物等の維持管理業務等は市が担っていることから、市職員の負担分についても新たに人件費相当分として計上したものです。これにより、施設の運営に対する市の負担については、表の右の差額欄の下段の欄になりますが、民営化により 37 万 3,000 円少なくなる見込みでございます。

また、施設の改築に対する旭市の負担につきましては、全協でご説明した試算と同様で変更はございません。

干潟保育所は建設から 18 年が経過しておりまして、今後、老朽化により施設を改築する場合の概算費用を試算した場合なんですが、現状では国の補助金はありませんので、民営化すると、国補助金 2 分の 1 や事業主負担 4 分の 1 により、市の負担は 3 になりますが、3 の一番右側、差額の下段になります。1 億 7,540 万円少なくなる見込みでございます。

建て替え以外にも大規模な改修も同様でございまして、屋根を改修する場合、例えば、仮に 1,000 万円かかるとしますと、今の公立保育所のままですと 1,000 万円の全額を市が負担いたします。完全民営化いたしますと、1,000 万円のうち 2 分の 1 の 500 万円は国の補助金で、4 分の 1 の 250 万円は事業主負担、残り 4 分の 1 の 250 万円が市の負担となることから、市の負

担は大きく減ることになります。

次に2ページ、干潟保育所の民営化についての1、民営化に関する検討状況をご覧ください。

市では、平成28年度に旭市公共施設等総合管理計画が策定され、老朽化により増大する施設の維持管理等に対応するため、現在、おおむね30年間で施設総量の20%以上の縮減を目指しております。

この旭市公共施設等総合管理計画の策定を受けて、令和3年7月から12月に有識者や保護者代表等の委員から意見を聴取し、旭市立保育所再編計画（案）を策定いたしました。策定に当たっては、保育の質の向上や将来的な経費削減が見込まれることから、保育所の民営化についても検討してきたところです。

その下の令和4年2月1日です。旭市議会第1回臨時会全員協議会にて旭市立保育所再編計画（案）の内容をご説明させていただき、その中で、干潟保育所の民営化を予定していること、民営化の相手方は旭鈴木学園である旨をご説明させていただきました。

10月13日には、現在、干潟保育所を利用している保護者に対し民営化の経緯や影響についてご説明し、説明会では反対意見等はありませんでした。

11月21日、第2回臨時会全員協議会においては、干潟保育所民営化の経緯や民営化による影響、民営化した場合の経費比較についてご説明させていただきました。

その下の2になります。干潟保育所の利用児童数の推移をご覧ください。

利用児童数の推移について、ご説明させていただきます。平成22年度から令和2年度までの10年間の実績では、在園児童が100名から28名増加いたしまして128名となっております。直近の令和4年度では、1名の減となっているところです。

令和7年度以降の児童数は、国立社会保障人口問題研究所、社人研を基に推計しております。令和2年度の児童数に、旭市立保育所再編計画7ページで見込んだ人数に基づく増減率を乗じて推計しております。令和17年度以降、利用定員を下回る推計となっておりますが、干潟地区は、現在、宅地造成が進んでいることなど、地域性につきましては推計には含んでおりませんので、推計以上に児童数が増加する可能性も考えられるところです。

次に、参考の旭鈴木学園による民営化後の事業方針等をご覧ください。

1つ目の丸になります。安全管理体制を充実させ、児童の事故を防止するため、低年齢児の午睡チェックシステムや職員の勤務管理や指導計画作成を行うシステム等を導入し、施設のICT化を推進する。民間保育所となり、広報的な部分も必要になることから、ホームページ等の内容をより充実させ、園の保育方針や行事等について積極的に情報発信を行う。園舎

や園庭環境の充実を図るため、子どもたちが利用する保育室や遊具の修繕や整備を進める。
民間の施設となり、各保育事業執行に係る意思決定が公立の施設よりも迅速にできるようになるというものでございます。

以上で、議案第 15 号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 15 号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 干潟保育所の民営化というのは、多分、旭市で初めての事例ということですよね。なので、今後の民営化の基準をつくるような、すごく大事な事案だと思っているんですけども、民営化する上での基準がきちんと定まっていないと感じていて、ほかの自治体とかはどうかかなと調べたんですけども、民営化のガイドラインだとか、どういう園を民営化する園として選出するかというのをきちんと定めてホームページにも載せているんですけども、そういうのが旭市は全くないんですけども、市として、どういうふうを選定基準を定めているのかお尋ねしたいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、市のほうでは、建物が比較的新しいということ、今後、継続して事業を実施できること、園の評価、そういうものが保護者等から高いことなどを理由とさせていただいております。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。できれば、民営化のガイドラインみたいなのを、今後、飯岡保育所も民営化されるということで、今回、干潟保育所の場合は、10 年以上、指定管理をされていたという実績があって、十分保護者の方にもなじみのある園ということで民営化になると思うんですけども、今後、飯岡保育所が指定管理から民営化になる上で、ただ指定管理がされていたから民営化はこの会社にお願いしますではなくて、ちゃんとガイドラインを定めて、指定管理する段階からきちんと民営化する上で、こちら判断する上のきちんとした基準をつくってほしいと思います。

保護者の説明が 10 月にされたということなんですけれども、きちんとデメリット、メリットを示してくれたのかというのをもう一度確認したくて、以前渡された民営化による影響の中で、民営化により変わるということのをこちらに書いてくださっているんですけども、

運営を行う団体が民間団体になり、私立保育所になりますと最初に書いてあるんですけども、私立保育所になったらどういふことが変わるのかというのがきちんと書かれていないと思うんです。例えば事故が起きたときとかに、市ではなくて、私立の民間の会社が運営主体になるわけだから、市は責任負えませんよとか、そういうちゃんとしたデメリットというのをきちんと保護者に説明したのかというのを聞きたいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 前回資料で委員の皆様にお示しした内容と同じ内容を保育所の保護者の方にご説明しております。

その中で、事故があったときの内容というところは特にお示ししておりませんが、事故があった場合は、私立の保育所のほうでも、こちらでは報告等はいただくことはございますけれども、実際的な事故の処理、そういうものに関しては私立のほうで実施していただいております。その辺の保護者の説明があったかということであると、事故の関係に関しましてはご説明しておりません。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） きちんとデメリットも提示した上で、民営化にすると、こんなにいいことがあるよというのはたくさん提示してくださっているんですけども、こういったリスクとかもあるよというのをきちんと提示してくれないと、こちら判断がしづらいなというのは思っています。

民営化をする最大の目的というのは何なのかというところで、運営する経費とかを比較すると、そんなに変わらないということと、何より建設とか改築があったときに、かなり財政的に市で負担することが少ないということが分かったんですけども、民営化をする最大の目的というの、あくまで建設費用の負担が少なくなるということで考えても大丈夫ですか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 委員おっしゃるように、施設の大規模改修等の実施につきましては、経費が削減できるということはこれまでもご説明してきたところです。

そのほかにも保育の充実ということがありまして、事業方針でも先ほどご説明いたしましたけれども、民営化することにより自由に先進的なものを取り入れることができるということで、ICT化であったり、インターネットの整備であったり、そのあたりでかなり保育が充

実して実施できると考えております。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。保育の質も充実して、建築費も負担が減るということで、どんどん民営化したほうがいいという考えになってくると思うんですけれども、あえて公立の保育所を残す理由とか、公立保育所の役割というのはどのように考えていますか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 公立保育所は公立保育所でよいところがあると思っています。

公立保育所は、例えば、気になる子や配慮が必要な子、そういう子が割と今、保育所のほうに多いんですけれども、市の保健師と連携しながら、保護者も含めて支援しやすい環境が整っていると考えております。

また、公立保育所は 13 か所ございまして、事業といたしましては、平等な事業を実施してサービスを提供することが可能であると考えております。

もう 1 つございまして、調査をしていないのではっきりとしたところは申し上げられないんですが、比較的、公立保育所は経験豊富なベテラン保育士が多いことから、保護者の相談等にも柔軟に対応できていると考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。そういったことを、多分、入園時に保護者の方がきちんと判断するというのが、特に 1 人目のお子さんだと難しいと思うんです。なので、民間のよさはこういうところだとか、公立のよさはこういうところだとか、こういうところにケアを重点的に置いてくれるというのをきちんと整理して、保護者のほうにちゃんと提示してほしいと思うんです。その辺をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 保育所の保育の必要性の認定と教育保育施設のご案内というようなものを市のほうでは出しておりまして、その中で、各保育所の特徴を記載させていただいております。

ただ、私立がこんなにいいですよ、公立がこんなにいいですよというのを具体的に比較する

ような内容は記載できないと思っております。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） それはなぜですか。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） すみません、比較というふうな言い方をさせていただいたんですけれども、個々に私立の保育園ごとに特徴とかを記載させていただくのは構わないんですが、例えば公立は私立よりこんなにいい、私立は公立よりこんなにいいという言い方は、市のほうで提示する資料としては難しいと思います。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 何かぼんやりしたような、はっきりしたご答弁ではなかったような気もするんですけれども、分かりました。

今、障害児のお子さんとか、配慮が必要なお子さんへの対応という話が出たんですけれども、民間でも、医療的ケア児の対応をされている園もあれば、公立で対応されているところもあるし、その辺はどのような違いがあるのか分からなかったんですけれども、分かりました。すみません、長くなってしまったので、ほかの方に質問をお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 崎山委員、答弁はいいですか。

○委員（崎山華英） はい。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 今回の干潟保育所の民営化につきましては、今、崎山委員のほうからいろいろ出たんですけれども、まだ保護者の説明会とかは、この先も行うんですよね。そういった中で、崎山委員からのお話にあったように、メリットなりデメリット等をもう一度認識してもらおうというのもいいのかなと思います。

また、公立保育所については、来年度、保育園の園児を募集する際に、そういった項目というか、募集要項の中にメリットとかそういったことを書くのもいいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 保護者会は 10 月に開催いたしまして、今のところ、次の開催というのは考えていないところです。

募集の際に、メリット、デメリットというお話なんですが、そちらも協議、検討させていただきたいと思っております。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 本会議の議案質疑でもさせていただいたんですけれども、物すごく大切なことなので細かく聞きたいと思います。

今回、条例案で上程された時期が、私は納得がいけないといいましょうか、本会議のときも言ったんですけれども、資料説明が先に出されたものと最初の全協のときに、ある程度きちんとした説明があって、その後に条例の上程がされるのかなと私は思っていたものですから、あのときにもう1回、きちんとした説明をする場を設けてくださいというようなことを言ったと思うんですけれども、それがなされないままに上程されて、その後、新たな資料が出てきて、いや実は忘れていたと。引かなきゃいけないところを引いていなかった。足さなきゃいけないところを足していなかったというのかな、どちらなのかな。なので、実は増になるのではなくて減になるんですという説明がされたわけです。それは、担当課の姿勢なのか、市の全体の姿勢なのかは分からないんですけれども、後出しで納得してもらえそうな、今までそれでやってきたからこれでいいんだというような感じが、私はどうも感じてしょうがないんです。きちんとした説明もなく、数字をまた、これでどうですかみたいな感じで出してくると。もう既に条例のほうで上程、今回、民営化ということでの条例を変えるので民になりましたと。なので、指定管理からは外しますというのを議案で出されてくるというのが、私は納得がいけないんです。そのところで、やり方自体のことをどのように説明されるのかということを知りたいんです。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 初めに、適切な資料を最初にお出しできなかったことをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

理由といたしましては、先ほどと同様となります。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） その理由は聞きました。計上を忘れていたから、本当はこの金額なんです。なのでご理解くださいというふうに議会に出してくる、この姿勢がどうなのかということを知っているんです、副市長。これで納得してくださいというのはできないと思います。

それでもう既に、議案として 12 月議会で条例から外すんですというものを上程されているというのが、こういうやり方で議会に出して通るものなんですか。私はちょっと納得いかないんです。

この資料は、物すごい大事なものだと思うんです。市民の血税を市がお預かりして、それは本当にきちんと正しく還元しなきゃいけないんですよ、市民の皆さんにね。それが、あれは計算し間違えていたんですよと言って、まだ議会に出す前ならいいですよ。議員というのは、血税が本当に正しく公平に使われているかどうかというのをチェックしなきゃいけない立場なんですから、そこの場に出してくるのに、いやいや、前の資料は間違っていまして、本当はこれが正しいんです。なので、これでご理解ください。条例もこの 12 月に変えちゃいますからというやり方というのがどうなのかと、私は、物すごい旭市の姿勢の表れだと思うんですけれども、お願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答させていただきます。

私は前も説明させていただきましたが、まず、2 のほうにある施設の運営に係る市の負担という中で、これは、あくまでも通常の運営費について概算的な数字を示しました。それはほとんど歳入歳出は移行しても変わりませんよと、そういった意味で執行部のほうは出しました。

大きな部分の予算の関係では、3 のほうの市の負担のほうで、建て替えがある場合に 1 億 7,000 万円も大きくなりますからと、その説明をすれば足りるものだというようなことでこの資料を出したところでございます。

そういった説明をした中で、とにかく通常の運営費のほうも、要は完全民営化した場合に、負担が増えるような資料では理解できないだろうということで、追加したのは、実際、子育て支援課内にいる職員 2 名の人件費、当然、これは干潟保育所だけではなく、他の 13 保育所にも全部関わっているわけですが、それを 13 分の 1 で割った数字を入れてある。あと、具体的に細かな数字ですけれども、千葉県保育協議会の負担金 7 万 7,000 円もピンポイントでそこにかかっているから入れてある。この数字が全てかと言いますと、事務費といいますか、例えば子育て支援課には車もあるわけです。現場に行っているいろいろ確認して、ガソリン代もかかるわけです。干潟保育所に対してパソコンも使っているわけです。事務費もかかっているわけです。そういった細かなものは計上していない。これは先ほど言いましたように、後

から何かあえて費用を見つけて入れたということではなくて、通常のトータル的といいますか概要、そういった部分で示したということだけです。これが本当に全てかと言えば、今言いましたように、ほかの経費も細かいものはいろいろかかっていますので、それを本当に 13 分の 1 で計上したからといって、それがどれだけ本当に細かな数字として正しいかどうか分かりませんので、それは入れてありません。あくまでも、ほとんど通常の運営費のほうは増えることはありませんよというような書類で提出しておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） なので副市長、あのとき、私はもう 1 回きちんとした説明をしてもらわないと納得できないと言ったはずなんです。副市長も同じ答弁ですよ、課長と。結局、細かいところも出してみたら、市の負担は減るんだよと。それがまさに後出しということではないですか。

そうしたら、逆の考え方もできるんです。またもう少し精査してみたら、市の負担が増えるものが出てくる可能性もあるわけですよ、今の答弁を聞く限りではね。きちんとした精査をしないで出してきたものですから、そして、ほかのこと全てがそういうことで計算されているのかという物すごい疑念を抱くわけです。細かいところまで計算してみたらこういうことだったんですと。何でそれを最初に出せないのかということを行っているわけです。議会というところに出してくるのに、いやいや細かいことをやっていなかったんで、本当はこれなんですよみたいな、そういう出し方がどうなのかということを行っているんです。もう既に、条例の中で民にするから、そこから外すというようなものを、今回 12 月で上げていっちゃるという、その姿勢。後出しじゃんけんをして説明をしても納得してもらえらるだろうと、そういう……。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、私も今感じたことなんですけれども、一応、今は 15 号の議案に対して審議しているんです。資料の出し方だとか、そういうあれじゃないんです。ですから、議案の中身のことを質疑してもらいたいと思います。

○委員（戸村ひとみ） 実際に市の持ち出しが減になるという資料の中での説明をお願いしたいんですけれども、先ほど、課長から旭鈴木学園による民営化後の事業方針等のところで、民営化することによって、これだけ保育事業自体もよくなるというような説明があったんですけれども、ここにも書いてあります。

確かに、今現在も保護者の方の評価が非常に高く、事業自体を頑張ってもらっちゃるというのは私も聞いていますので、それはそうなんだろうと思います。私も民営で 40 年もやりまし

た。どこからの補助金も一切なくやってまいりましたので、この保育事業というものの大変さというのが非常によく分かっています。なので余計、保育所側のこととかも考えると、本当に指定管理から外れて民になることが、保護者の方だけではなくて、市民の方皆さんにとっていいことなのか。なぜかという、今は保護者の方ではなくても、今度、そこを利用される方も出てくる可能性もありますし、広く市民の方全員にとっていいことかどうかというのも、あと、市民が課長がおっしゃったような建て替えのときの経費を払わなきゃいけないこと、それも不利益を被るようなことにならないようにとか、そういうことで、両方にとって、保育所側と市民側との両方が本当にいいというところのすり合わせというのをきちんと細かく精査していかないといけないと思うんです。

先ほど、崎山議員のほうからございましたけれども、民営化の基準が建物が比較的新しい、継続して事業ができること、保護者の評価がいいこと、これでスパンと民営化というのを、こういったその資料も変わってきたりとかするわけです。

私は、保育所側に立ったときに、ここに書いてある低年齢児の午睡チェックシステムや職員が保育日誌を書いたりとかするような時間等が節約できるようなシステムを導入したりとか、ホームページをきちんとつくって、やはり、民になると、ホームページで自分のところがどんなふうな保育をしているかというのを発信しないと、親御さんに選んでいただけないというのもあるので当然のことなんです。それとか、園舎や園庭環境の充実を図るため遊具とかの整備を進めるとか、こうなると、経営者サイドから立つと物すごい持ち出しになるんです。やっていたから分かるんです。これは、本当にお金かかることなんです。だから、ここが旭鈴木学園による民営化後の事業方針の中で、これだけのことをうたわれているということは、すごくお金がかかるんだろうというところを考慮してもなお、今まで指定管理で守られていた部分がなくなって民にされるメリットというのが、果たして旭鈴木学園にあるのかどうかというのを非常に考えるわけです。

そうしたときに、松木議員の質疑でもあったように……。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、よく内容を整理して、簡潔に質疑をお願いいたします。

○委員（戸村ひとみ） 旭鈴木学園のほうのメリットとして、ここの事業方針にお金がかかりかかると思うんですけれども、これはどのように考えていらっしゃるのか。これがメリットになるのかどうか。そこををお願いします。

○委員長（宮内 保） 議案審査の途中でありますが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 民営化した場合のメリットということなんですが、まず、自由な改修であったり、発想であったり、先進的なものをどんどん進めることができるというのがまず1つあるかと思います。

それと、先ほどの低年齢児の午睡チェックシステムですとか、保育室の改修というものの整備なんですけれども、こちらは国のほうの補助金の対象となりまして、ICTの補助金もございます。国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1負担することになります。

旭鈴木学園がICTの補助金を受ける場合、市のほうから国と市の分を合わせて、かかった経費の4分の3を支出するような形となります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 旭鈴木学園側にとってのメリットということで聞いたんですけれども、つまり、民にすることでメリットがそんなにないのに、何で民にしなきゃいけないのかというのを私は考えたもので、低年齢児の午睡チェックシステムというのは、これは以前から国のほうが補助金を出して、これを進めるようにとやっていることだと思うんです。

あとは、ICT化とかも、果たして指定管理の状態ではできないことなのかどうか。それを伺ってもいいですか。市のほうとしては、こういうのはやらないことですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 公立保育所もそうなんですけれども、ネット環境の整備等も、どこでもネットを使える状況というのが公立のほうでも整備されておられません。そういうものも、今後、民営化した場合は、先ほども申し上げましたが、補助金がつく関係ですぐに採用することができることもメリットかと考えております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私が判断するに、学園側にとって、指定管理から外れることがメリットなのかというふうに、どう見ても思えないので今まで質疑しているんですけども、となると、メリットとして考えられるのは、建物の底地を無償貸与してもらえとか、あと建物が無償でもらえるという形になるというところが、唯一、メリットとして旭鈴木学園側から考えるとそうなのかなというのもあるんですけども、そうすると、いよいよやはり、きちんと精査していかないと、市内全域でストップ少子化大作戦をやっている旭市で、同じ子どもを預かる事業をやっている人たちの中で不公平が出てくるのが、私は一番いけないと思うんです。そういう観点から、今、完全民でやっていらっしゃる保育園というのが市内にどれだけあるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 保育所で申し上げますと、私立保育所は4か所となっております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 完全民ですか。いつから保育園を運営されているのかも教えてください。名前と、すみません。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 5か所、私立の保育園を運営しております。サンライズベビーホーム、おうめい保育園、つるまき保育園、ひかり保育園、干潟町中央保育園です。

認可日でよろしいでしょうか。サンライズベビーホームが平成元年4月1日、おうめい保育園が昭和53年4月1日、つるまき保育園が昭和54年4月1日、ひかり保育園が昭和25年7月12日、干潟町中央保育園が昭和41年4月1日となっております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 昭和25年からやってらっしゃるところがあるんですね。私は、旭市にそこまでのところがあるということを知らなかったものですから、昭和41年の方もいらっしゃるし、それだけ旭市の保育事業に関してずっと頑張ってきていただいた民があるというのにびっくりしたんですけども、そんな中で、やはり、私たちがきちんと考えなきゃいけないのは、そういった大変な事業をやってくださっている方々の公平性というものを、市がお願いしている部分での負担を、私は皆さん公平に負担をしてくださっているんだと思うんで

すけれども、そうすると、今度は逆に、市のほうの対応というのもきちんと公平にしなきゃいけないんだと思うんです。そういった観点から、土地の無償貸与と建物を無償でという今回の指定管理から民になるということで、こういった対応をするということに関して、民の公平性ということを考えて、どうですか。市の公平性というのかな、市の民に対する公平性という観点からお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 土地の無償貸与につきましては以前もご説明させていただきましたが、既にひかり保育園、干潟町中央保育園が土地の無償貸与をさせていただいているところです。今回も、学校法人旭鈴木学園に対しまして同様の無償貸与を考えております。

建物の無償譲渡につきましては、旭市だけではなく、全国的に民営化ということは実施されている状況でございまして、前回の資料でもお示ししましたが、県内でも香取市、八千代市、市川市、インターネットで調べましたのでもっとあるかもしれませんが、実際にこのような例もございますので、公平性というところで考えますと、現在、土地の関係にしましても既に実施しているというところで、市の公平性というところで申し上げますと、そこは公平ではないのかなと考えます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 課長のほうから、既に無償貸与したり、無償譲渡したりしているところがあるからというご答弁だったんですけれども、なので、やはり、崎山委員がさっき質疑されたように、先にきちんとしたものを決めておかないと、先例、前例、恒例、慣例によって、なし崩し的に全てのものが決まっていくというような、こういった印象を持ってしまうんです。恐らく、先例、前例、恒例、慣例というのが、物事を新しくいいほうに回していくには一番妨げになるものだと私は思っているんです。

課長のほうから最後に、やはり、公平性というところではどうかというような答弁がございましたが、私もそう思います。昭和 25 年から、あるいは昭和 41 年から、そのほかでも昭和 53 年、54 年、平成元年等、これは認可されたときですので、その前からやっていたらやるんでしょうけれども、脈々と旭市の保育事業を担ってくださっている方との公平性を考えたときに、一種の懸念というか、そういうものがあります。副市長、この辺、ご答弁いただけますか。すごい判断材料にしたいんです、私。これから先にどんどん民営化していくに当たって、前にこういうふうになっているから、もうそれがあるんだからしょうがないんだよとい

う考え方で民営化にオーケーを出したくないんです。私がオーケーしなくても、それは進んでいくんでしょうけれども、ただやはり、一議員として、市民の血税が本当に公平公正に使われているかどうかというのをチェックする立場として、このところはちゃんと押さえておきたいんです。お願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 先ほど、担当課長が崎山委員の質問に対して、ガイドライン等を今後つくってまいりますといったような回答があったと思います。そちらについては、そのように検討させていただきたいと思っております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） きちんとしたガイドラインをつくるということは、でも、これはガイドラインの中に入れることじゃないですよ。土地の無償貸与、建物が無償譲渡ということは、ガイドラインに入れることでも何でもないと思います。やはり、条例等できちんとやらなきゃいけないことだと思うんですけども、それが民になるときに、もうこれは決まったことだと決め事をしない限り、また、何であそこがただだったのに、うちはそうじゃないのということになると思います。民になったら、今度は所有権が変わるわけですから、自分で勝手に売り払うこともできるでしょうし、そういった権利が発生してしまいますので、そのところを、やはり、私はきちんと決めておいたほうがいいと思います。お願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 戸村委員の勝手に売ってしまうという部分なんですけれども、これから協定書、契約等をするんですけども、その中で、保育事業にのみ使用するという事で協定書のほうに条件づけをしてまいります。例えば、その建物を違うものに用途変更してしまう場合は、市のほうに返還してもらうような条件をつけていく予定です。

土地につきましては貸付けですので、そういうことは一切できませんので、大丈夫かと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 保育に使うということでしたら、ほかの保育事業者に売ということも考えられるかなと。それは考えられるということだけで、あれなんですけれども、要するに、

私が言いたいのは、先例として、前からこういうふうになっているから無償で全部これからやるのかどうか。そうしたときに、ほかの長年脈々と保育事業を担ってくださっている方との公平性はどういうふうに担保できるのかということを伺いたかったただけなんです、副市長。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 土地のほうについては、引き続き保育事業をその地域で担っていただくということで、行政の必要性もありますから、無償で貸し付けということでございます。

今現在、民でやっている事業者の方は、税法上の関係であれば非課税になっているところでございます。建物につきましては、何度も申し上げますが、必ずやってくるであろう、いつか建て替えということが来ます。そのときに市で持っていれば、1億7,000万円も市の負担が増えたと。例えば10年後であれば、1年当たり1,700万円も市の負担が増えているんです。例えば20年後であれば850万円とか、市が持っていればかかると。その間には、先ほど担当課長が説明していましたが、当然、維持補修というの、今18年経過で、10年ぐらいすれば相当大的な費用もかかるだろうというような中で、現在、旭鈴木学園と担当課のほうでいろいろ協議しているようですが、先ほど、旭鈴木学園のほうのメリットといったようなお話もありましたが、そこら辺も含めて、あくまでも公益団体としての旭鈴木学園の保育に対する理念の中で、私どもは今のままでも受けますということですから、先ほど売り払うとか、そんな話がありましたけれども、そういったことは一切ありませんので、契約のほうでしっかりやってきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど、私のほうで戸村委員のご質問で公平ではないという発言をしてしまったんですけれども、干潟保育所は、これまでも長い間実績があり、運営して下さっていたこともありますので、その辺は公平ではないとは言いきれないと思いますので訂正させていただきます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 資料提供いただき、ありがとうございます。そして、条例の一部改正には、ここには添付されていないのですけれども、先ほど話題になっている土地の無償貸付け、そ

して、建物の譲与になるんでしょうか、それとも譲渡、後ほど確認させていただきますが、これも含まれての条例の一部改正ということになるのでしょうか、お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今回の議案につきましては、条例の中から干潟保育所を削除するという一部改正でございます。

無償譲渡、無償貸与につきましては、地方自治法第 237 条第 2 項の中で、普通地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的として、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくして譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとなっているところでございます。市では、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例により、譲与または時価よりも低い価額で譲渡できると規定しております。

本条例の第 3 条、普通財産の譲与または減額譲渡の第 1 項では、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、または時価よりも低い価額で譲渡することができるとなっております。

第 1 号では、国または他の公共団体、その他公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため譲渡するときとありまして、保育所を運営する学校法人は、この中のその他公共的団体に該当することから、建物の譲渡に対しまして、議会の議決を必要としないものでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 丁寧な説明をありがとうございました。大事なことは、議会の議決が必要であるということですね。時間が押しちゃって大変申し訳ないです。私も、戸村ひとみ委員と同様のことが考えられましたので、あらかじめ、本委員会に参加するに当たって数十時間の時間をかけました。したがって、大変誠に申し訳ないのですが、私の質疑につきましては、私がかけた時間の 10 分の 1 程度の時間をいただきたいと、かように思いますので、あらかじめ了解願いたいと思います。

初めにですけれども、本条例の一部改正に伴って何が問題なのかと。何を私自身は地方議員の 1 人として考えなきゃいけないのかということで、やはり、保育所の完全民営化につきましては、旭市としては、子育て支援課としては、どういう方向を目指すものなのか。

したがって、私は、旭市の総合戦略の全体概要からもう一遍勉強し直しました。ここには、やはり何ととっても、旭市の目指す将来像がしっかりとうたわれているんです。郷土愛から

つなぐ未来、ずっと大好きなまち旭、三郷実現から発展へと。ずっと大好きな旭市で、私も自分の居を構えましたので、旭市を本当に本当にいいところだなと心底念願している。そういう中での質疑、また提言をさせていただきたいというふうに思うんです。しっかりと示されているんですよ、目指す旭市の未来像というのが。こういったことを念頭に置きながら、公立保育所をどうするんだと。今あっちでもこっちでも民営化と言っているけれども、旭市の公立保育所についての民営化はどうするんだということです。これは本腰入れて考えなければいけないというのは、3名の委員から話が出ております。やはり、今後の完全民営化に向けて、今、みんなで一番議論し合うべきところだというふうに私自身考えましたので、このような、本来でしたらここでブルートゥースで飛ばして、あそこにスクリーンがあるので、次年度は事務局長が頑張ってくれると思いますので、私が立ってこんなふうにプレゼンを踏まえて質疑しなくてもいいんですけれども、残念ながら紙ベースでやらせていただきたいと。

今回は、話の中にありました旭市公共施設等総合管理計画が今年の6月に配布されております。私も目を通しました。あわせて、旭市の市立保育所再編計画、これも令和4年3月に示されたものです。これを、それこそ今言いましたように総合戦略、そして、6月の管理計画の改訂版、併せて3月の再編計画、当然、皆さんこれを熟読されていますよね。私はこの整合性を確認しながら、本当に熟読するのに何十時間という時間を費やしました。そういう中での質疑を、すみませんけれども、時間がかかりますけれどもお許しください。

肝腎要のものは、再編計画の第9節、施設類型ごとの管理に関する基本的な施策・方針、特に102ページです。ここをよくお読みになっていただければ、今回の保育所の完全民営化について、何を基本に考えなきゃいけないのかといったところが見えてくるんです。保育所の現状及び課題をきちんとまとめられているんです。ですから、この課題解決のために、市役所、市議会議員は頑張らないと、これは市民の皆さんに本当に申し訳ないと、そういうことに相なるわけなんです。

そこで、保育所の再編計画が公表されました。そこには当然、時代の要請、それから、市の公共施設の現状、そして、その現状を受けて市の対策、そして、トップリーダーである米本弥一郎市長の考え、大事なことは、市の公立保育所の現状はどうなっているんだと。現状分析をきちんとし、そして、出た課題に対してきちっと回答することが大事だと思うんです。

そこで、第4回定例会で3名の方々が質疑されました。自分も含めて、質疑の中に、本当にこの条例を改正する、すなわち完全民営化でいいのかということなんです。はしょって、これまでの質疑の中で、市長が欠席されたあの日ですけれども、副市長の答弁がありました。

飯島副市長の答弁は5点、1点目、旭鈴木学園の評価です。3期15年にわたって素晴らしい実績を上げられているということ。そして、法的根拠も示されました。財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例、3条、4条、先ほど課長が言ったこととダブるようなことになるかと思います。そして、3期15年の切替えのタイミング、市債の終了と、これもおっしゃってありました。（4）……。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ちょっとお待ちください。言わせてください。質疑に関係ありますから。土地の無償貸付けは公平に行いたいと。ひかり保育園、干潟町中央保育所を例に回答されました。最後は、建物の無償譲与は前例なし、しかし、他市を参考に旭市の負担を軽減したいんだと。そこで、松木議員が無償貸与、無償譲渡に問題ないかと、これが出てきたことと思うんです。委員長、はしょって先に進めますので、それでは、今の論点は何だということでございます。副市長並びに課長、お考えください。

（1）私は、論点として4つ、今回の完全民営化について勉強していく中で、これについてはどうなんだろうかということで、財産の無償譲渡の適法性、本当にこれは法的に大丈夫なのかということです。結論は、大丈夫だと思います。法的根拠、財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例。

ただ、条例3条には、建物の無償譲渡という文言は全然出てこないんです。私が勉強した中では、第3条、建物に関しては、譲与か減額譲渡、この2つの文言しか出てこないんです。しかしながら、以前、21日付でいただいた資料の中には、建物の無償譲渡と書いてある。ですから、これは文言の訂正が必要かと思います。条例にのっとって記載するとするならば、譲与、減額譲渡になるのではないかと。

2点目、条例4条、土地の無償貸与と。これも21日の説明会のときに配付された資料では、土地の無償貸与と。これも無償貸与という文言は、条例4条の中では使われておりません。使われている言葉は、無償貸付けです。何回か、これまでの本会議の中でも訂正がありましたけれども、無償貸付けという文言と減額貸付け、この文言しか使われていないんです。

あわせて、先ほど課長からありました地方自治法第96条第2節、権限、議決事件です。政令基準にした云々、取得または処分すること。地方自治法第96条、併せて、自治法第237条から238条の5までの規定、すなわち無償譲渡等にする際には適用され、議会の議決が必要だということです。ですから、（1）の財産の無償譲渡、この適法性についてはということを論点が一つ。

2点目は、無償譲渡について、議会の議決が必要ですよという確認です。

3点目、財産の削減効果の明示が必要なのではないかなというふうに思っ、今の論点、かかるコストと得られる便益をやはり通常だったら分析すると。同僚とか、私のネットワークでこういったアドバイスもいただきましたので、旭市当局としては、財政削減効果の明示についてはどのようにお考えなのかなと。これは伊場質疑したほうがいいぞというようなことがありましたので、コストベネフィット分析をするのが一般的ではなかろうかと。費用便益分析をなされたのかどうか。ですから、それをぜひしてほしい、いかがでしょうかという質疑に關することです。

それから最後に、これも本会議で言いましたけれども、議決判断するための適切な資料提示を再度いただけないものか、あるいは今後はこういうことのないように十分留意してほしいということです。特に、今回の完全民営化に係っては、過去 15 年間、指定管理業者ということで、したがって結論的に言いますと、1年目は競争入札ではなかったかというふうに推測するわけですが、1年目、そして、指定管理業務については5年で切れますよね。です、5年目の契約書はどのような事業計画が旭鈴木学園のほうであったのか。また、市としては、どのような契約がなされたのか。そういう契約書あるいは協定書の資料の提示、開示を求めます。

まとめます。財産無償譲渡の適法性についてのお考えをお聞かせください。

(2) 無償譲渡についての議会の議決、これについては必要であるということ間違いありません。

(3) 財政削減効果の明示を再度お願いしたい。

(4) 議決判断のための適切な資料提示もお願いしたい。

以上、飯島副市長から5点の回答をいただき、それに対して、私が考えたことの質疑を、今の論点ということで4点出させていただきました。いかがでしょうか。

○委員長(宮内 保) まず、伊場委員に申し上げます。議事進行に際しては、委員長の指示に従って質問してください。そして、質疑なんですけれども、簡潔明解に質疑してください。

以上、よろしくお願いします。

それでは、伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長(飯島 茂) 何点も質問があつて、私のほうで全部回答できないと思いますが、まず1番として、財産譲渡の適法性ということで、まず伊場委員は冒頭、委員もオーケーだとい

うような発言があったかと思います。とにかく議場でも申し上げましたように、34 条に基づいて問題ないであろうと。そして、そういったことについては、これは昭和 24 年の行政実例、公共的な活動を営むものは全て含まれるようなことで、そういった団体、今回は学校法人旭 鈴木学園のほうに譲渡または無償貸付けしても問題ないと、執行部のほうでは考えているところでございます。

議会の議決について、2 点目としてありました。あくまでも、この条例において、それができるということでございますから、議会の議決は必要としないというふうに理解しております。それが公共的団体等に対して、公共用または公共事業の用に供するためと、それに該当しない場合には、議会の議決を経て無償貸付けとか無償譲渡をしますけれども、これは条例でそれはオーケーですということでございますから、議決のほうは必要なしと考えております。

費用に対しての便益のことを言われました。担当課のほうで細かなデータのほうは詰めていないと思います。先ほど来、お話ししてありますように、通常の運営費のほうでは、そう大きな金額ではないけれども、完全民営化したほうが、通常の運営費のほうも減ってきますと。何度も繰り返しになりますが、必ず将来来るであろう建て替えというものがあつた場合に、1 億 7,000 万円もの市の負担が増えていると。例えばその建て替えが 10 年後であつた場合、1 年当たりにした場合 1,700 万円の市のほうの負担が大きい。恐らく今 18 年ですから、28 年では建て替えにならないでしょう。例えば 20 年後に建て替えになった場合、1 億 7,000 万円を 20 で割った場合には 850 万円ですか、そのような数字が市のほうの負担増になると、そういった象徴的な費用について、この資料のほうでご説明したところでございます。

それから、議決判断するための資料については、伊場委員の質疑の意図が私は分かりません。ちょっとお待ちください。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 指定管理の選定結果の公表でございますが、今、資料を持っておりませんので確認させていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 後ほどで結構ですので、資料の提示をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。
子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 開示のほうは今すぐご返事できませんが、確認させていただきまして、開示できるようでしたら開示させていただきます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 即答は避けるという慎重な対応かと思えますけれども、開示できない理由というのは何かあるのでしょうか。質疑です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。
子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 開示できるようでしたら開示させていただきますので、すみません、できない理由というのも今回答できませんで申し訳ありません。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 最初に言ったように、今後にも関わることで非常に大事なことでありますので、3期15年にわたって行われたということもありますので、1年目、5年目、10年目の手続上の書類の開示請求を求めますので、よろしくご対応のほうをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。
子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 開示の請求のほうをお受けいたしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございます。

それでは、次の質疑に入らせていただきます。

副市長、いかがでしょうか。干潟保育所を無償で譲渡するということについて質疑をさせていただきます。

平成16年度2月末に建物が建てられて、平成17年度より3年間、市のほうで公立保育所ということで行ってきました。その後、平成20年度から15年にわたって、いわゆる民営化を恐らく想定しての指定管理を入れようということで旭鈴木学園にお世話になってきたんではないかと思えますけれども、この建物そのものは34年間使えると。そうすると、市が何億円ぐらいかかったんですか、四、五億円かかったんでしょうか。要は言いたいことは、まだまだ十分使える建物でありますよねということです。今後まだ16年間、耐用年数を考えると使えますよね。

そうしますと、要は非常に新しい状況の中で保育運営をしてきた旭鈴木学園にとってはすごくありがたかったのではないのかというふうに推測するんです。本会議場でも常世田議員が

第三者委員会を務められているというお話の中に、非常に地元貢献をしないと、そんなようなお話もありましたけども、これを無償譲渡するという根拠とか、まだまだ十分これから、それこそ3期15年務めてきた以上、16年もまだまだ使えると。確かに、病児保育をするというようなこと、人的交流も検討されるということを聞いておりますけれども、これについていかがお考えですか。価値のあるものについて、市の財産を無償で譲渡するということについて、お願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

私が議会でも回答したかと思いますが、価値のある今であるからこそ、事業者のほうはお受けしていただけるものです。例えば、耐用年数といいますか使用期間が5年とか、場合によっては10年とか、これは協議の結果になりますけども、すぐ建て替えが見えているといったような状況で、まず受けてくれるものでは絶対にありません。やはり、議会でも発言がありましたが、近隣の市でそのような、これは首長の選挙に絡んででしょうか、建てたばかりの建物を、今現在、旭市が進めようと思っているこの状況と同じように渡したと。それを政治的にいろいろと言われたことが新聞報道等もされておりましたけれども、とにかく、旭市が考えているのは、18年間やってきた。15年間の実績もある。その事業者のほうは、地元の方々、保護者の方々に相当評価をいただいている。そのようなことでありますから、とにかく価値のある今だからこそお受けしていただける。

今回、旭市が飯岡の展望館を県のほうからお受けいたしました、当然として、それを受けるときに、逆に条件として、少しでも傷んでいるところは直していただければ受けませんというような条件も出してお受けしたところですが、今回、旭鈴木学園のほうは、今のままでも結構ですよ。先ほど来も話がありますように、もし旭鈴木学園のほうでお受けできれば、病後児保育でしたか、部屋の改修も私どもは積極的にしていきたいんだというような話もあったところで、今、無償で渡すことが、長期的に見たときに旭市のプラスになるという判断で考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 副市長、であるならばこそ、慎重的なものも確かに大事だということは分かるんです。旭鈴木学園が非常に貢献してくださったと。それは分かるんです。実際に、本

日午後、お伺いさせていただき、こういった施設の下で幼児教育がなされているのか、将来ある子どもたちは幸せだなといったことを、実際、自分の目で見てこれると。そこで、なるほどなということで、より一層理解を深められるというふうに思うので、であるならばこそ、費用便益分析をしていただき、その結果、データでもってお示しいただきたいと、かように思いますので、副市長、よろしくお願いします。コストベネフィット分析、横文字を使って大変申し訳ないですけども、コストベネフィットアナリシス、検索していただければすぐ出てくると思います。他の職員の方も知ってらっしゃると思いますので、費用便益分析の結果、やはり、市としても、こういうふうにすることは、完全民営化のためには無償譲渡することがいいんだと、客観的なデータでもってお示しいただきたい。

そうしますと、なるほどそうかと、皆さん納得いかれると思うんです。そのことが市民に対してのアカウンタビリティにつながると思います。いかがでしょうか、副市長。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

そういった調査ですと、それについても、まず費用が発生します。それから、時間的にも、どれだけの期間か分かりませんがかかってまいります。

そのようなことで、先ほど来、費用対効果といいますか、そういったことについては、担当課のほうでお示しした通常の運営のときの費用と、とにかく必ず将来出るだろうという建て替えの費用、そういったところで費用対効果という、そのようなものは説明しているということで、そこについては、はい分かりましたということではないので、よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ですから副市長、そういう話は聞いていらっしゃる方々皆さん分かるんです。

ところが、お伝えしないと、市民には伝わらないじゃないですか。ですから、市民にも、だから無償譲渡するんだという根拠を示しながら、データを示しながら市民に説明する役割があるのではないですかという質疑なんですけれども、それを精いっぱい説明して理解してもらっているつもりですと言われても、疑義が残るので再質疑ということでさせていただいています。ご理解いただけませんか。市民に説明する必要があるかもしれませんということです。いかがですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） ですから、何度か申し上げておりますように、本日も再度お配りした経費の比較表、こういったものでしっかり市民の皆様にも説明できればと思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 申し訳ないですけども、私も1年生議員ですけども、今まで一生懸命勉強して、でもなおかつ分からないところがある。仕事に奔走されている市民の方は忙しくて、いわゆる市職員が、また市議会議員がどんなことをやっているか分からないといったこともあるんです。ですので、データとして、これこれこういうわけだからと市民が納得いくような形でできませんか。私は、できませんじゃなくて、する必要があるというふうに思うのですけれども、もう一度、二度、三度、すみませんけれども、いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） 先ほどお答えしたとおり、この資料のほうで、市民の皆様にはしっかりと説明、例えばホームページ上でも、こういった資料をお示しして説明責任を果たしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 無償譲渡。私は、これだけ質疑させていただいているので、納得せざるを得ないのかなというふうに思うのですけれども、傍聴されている松木議員は納得しないと思うんですよ、市民の1人ですよ。

副市長、これはいかがですか。低廉価格での減額譲渡、無償譲渡ではなくて、低廉価格で減額してお渡しする。旭鈴木学園は、ただでくれと言っているわけではないでしょう。であるならば、市の財政だって、これから大変です。ですので、低廉価格での減額譲渡をされたらいかがですかと。これについては、副市長、いかがですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えいたします。

無償、その少し手前が低廉価格ということであるでしょうけれども、先ほど来言っております

すように、確かに、今は 18 年経過の建物ですから、評価額はあるんです。けども、それをずっと旭市が持ち続けた結果として、相当大きな、建て替えだけで考えれば 1 億 7,000 万円もの市の負担になるわけです。恐らく、例えば 5 年後、10 年後くらいに大きな改修があれば、もっと市の負担が増えるという中で、無償で今現在、お渡しすることが旭市民のプラスになると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 副市長、今、価値あるものをこの時期に旭鈴木学園に無償で譲渡する。要は、分かりやすく簡単な言葉で言えば、ただであげるということですよね。これは、ただではなくて、幾らかでもお金を頂ければ、頂くほうの旭鈴木学園にとっても、おれはただでもらったではなくて、いや、低廉価格で購入させていただきましたと。そのほうが旭鈴木学園も、いや、ちゃんと正式な手続きを経て市から購入したんだよということで、私は個人的に損得のものではないのかなということで、今までの話の流れの中で、ですから、低廉価格での減額譲渡はいかがかなということで質疑させていただいています。

副市長がなんでかんでただでやるんだということであれば、市を運営するナンバー 2 でございますから、そうなのかということです。しかしながら、私は本当かなというふうに、やはり疑義が残るわけです。市民の皆様方は本当に納得するのかなと。安く売ったと、ああそう、これは納得すると思うんです。ただであげたのか、いや、これは異を唱える方が私は相当数いると思う。ですので、低廉価格での減額譲渡にされたほうがいいのかということで、伊場哲也の主となる論点でございました。

最後にもう一度、副市長、回答は同じかと思いますけれども、低廉価格での減額譲渡については意味のないことだとお考えですか、質疑いたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

条例第 3 条、これを譲与し、または時価より低い価格で譲渡することができる、そのような条例でございます。現在、市の考えとして、無償譲与を考えております。

伊場委員のお考えはよく分かりました。ただ、それが 100 万円なのか、200 万円なのか、300 万円なのか分かりませんが、例えば議論としては、結局、無償であろうが、低廉な価格という、そこがまた同じような議論になるでしょうけれども、先ほど来言っておりますように、今、これを無償でお渡しすることが旭市の税の使い道として正しいという判断でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 本日の質疑、また回答が無駄にならなかったということを、先5年間、10年間見届けながら、市内にあります公立関係の施設を見守っていきたいと。

以上で、私の質疑を終わりにさせていただきます。委員長の話を聞かずに失礼なところがありましたけれども、申し訳ございませんけれども、一生懸命勉強したということでご勘弁いただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 議案第18号、工事請負契約の変更につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。追加での補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、議案第18号について質疑がありましたらお願いいたします。
戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 実際に工事に入ってみたら、実はアルミサッシの周りが腐っていたということですね。費用がとてめにかかるので、設計段階での足場とか、高所作業車とかというのはできないみたいなご答弁だったと思うんですけども、実際に、足場と高所作業車をもし使った場合の費用をお願いします。

この前ご答弁いただいた、1回訂正があったでしょう、実は設計は幾らでしたという金額と

いうのを教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、調査段階での足場、高所作業車の費用がどのぐらいかかるかのご質問でございます。

実際には、調査段階でどのぐらいかかるということは金額を出していないんですけれども、今工事で実際、足場をかけています。それはだいたい3,000万円だったと思います。大きな建物ですので、面積も大きいですし、期間も何か月もかけますので3,000万円ぐらいかかるというふうに聞いております。

実際、1回だけ調査のときにやるとしたら、期間が短いのでそこまではかからないかと思いますが、1,000万円以上はかかるというふうに聞いております。足場を組むだけで。高所作業車のほうは、現地の場所が自転車置場とかいろいろありまして、車が入れない、そういったものを撤去しないと入れないような状況でしたので、高所作業車は無理だったかなと思っております。

ですので、調査段階で足場を組むとなると、かなりの費用がかかるということですので、それを見送って、目視だけで調査を行ったというのが事実でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 実際に工事に入って足場を組まれたのが3,000万円だったんですか、そこを教えてください。

あと、設計から工事まで、どれぐらい期間がかかったのかお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 実施設計のほうは、昨年度、令和3年12月23日から、工期のほうは履行期間のほうは令和4年3月31日まででございました。

それで、今年度の工事につきましては、6月21日に契約を締結して、6月22日から現在施工中でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。この実施設計のときに、足場を組んでずっと置くというような期間じゃないということですね。こういうことは、また今後も起こり得るということですか。実施設計では分からなかった部分というのが、追加でという形が起こり得ると。老

朽化しているものを直すわけですから、起こり得る可能性があるということですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今回の場合は、高いところの部分については外から目視だけということだったので、結果的には老朽化している部分が判断できなかったということでございます。

ちなみに、例えば今回、外壁の補修工事も行っております。外壁の補修工事についても、工事する際に打診ハンマーで軽くたたいて浮きや膨れを調べながら補修工事を行っていきませんが、それも、実際、設計段階では全部をたたくということは不可能ですので、それをやりながらかかった分が、実際、外壁の工事の場合は、今回設計は当初予定していたものより金額は下がっております。ただ、それ以上にアルミサッシのシーリング工事に追加工事の金額がかかってしまったということでございます。

今後もあり得るのかということでございますが、本来は契約変更せずに、そのまま設計どおり行うのが望ましいと思いますので、今後、しっかり設計内容を精査していきたいと思っております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 実際には壁のほうで安くなったというのは、ご答弁で伺っていたので、ああそうかと思ったんですけれども、足場はちょっと無理にしても、極力、高所作業車が入れるところは入って、やはり、かなり緻密な設計をしていただきたいと思います。お願いします。終わります。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今後も設計内容の精査に努めていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 19 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 議案第 19 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてにつきま

しては、本会議の補足説明等で説明させていただいたとおりでございますので、本日は追加の説明はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（宮内 保） それでは、議案第 19 号について質疑がありましたらお願いいたします。
崎山委員。

○委員（崎山華英） 損害賠償額が 114 万 1,800 円ということで、これは全部、事故を起こした相手方の修繕費の分だったと思うんですけども、事故を起こした回収車のほうの修繕はどうなったのか、そのあたりの詳細を教えてほしいのと、あと、今後の予防ですとか対策、事故を起こしてしまった職員の方への指導だとかフォローはどうされたのかというのをお聞きしたいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、回収車の修繕ですが、相手方ではなく、うちの公用車のほうの修繕ですけども、回収車はパッカー車なんですけれども、特に損害はありませんでした。

あと、今後の予防対策ということですが、これについてはわざとやっているわけではないんですけども、会計年度任用職員、環境課の作業員は既に一生懸命やってもらっています。その中でこれは故意の事故ではありませんので、ふだんから安全運転に関しましては十分注意するようということで指導はしているんですけども、不慮の事故というか、本当に間が悪いとしか言いようがないんですけども、たまたま今回事故を起こしてしまったということで、指導のほうにつきましては、これからも徹底していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。
(発言する人なし)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 19 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 20 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） それでは、議案第 20 号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

右上に体育振興課と記載のある資料をご覧ください。先にお配りした資料と同じものになります。

本議案は、社会体育施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

それでは資料の 1、指定概要の（１）施設概要です。

この①に指定管理を行わせる公の施設の名称です。ご覧の 12 施設でございます。

②のほうで、施設の平面図とございます。

資料をめくっていただきまして、右上に別紙 1 と記載しております。

上段が旭スポーツの森公園内の体育施設です。赤く縁取りしたものの部分となります。右が総合体育館、左側が野球場と庭球場が 6 面ございます。それ以外は都市公園施設ですので、公園管理者の都市整備課が管理を行っているものでございます。

下段の図面です。こちらは、飯岡体育館と飯岡野球場です。

次の 2 ページです。こちらは旭文化の杜公園庭球場 3 面です。こちらのすぐ脇です。こちらは、本年 10 月から人工芝にリニューアルして供用を開始しております。

下段が海上コミュニティ運動公園野球場です。赤枠以外の部分は公園施設となりますので、こちらでも都市整備課が管理をしております。

3 ページのほうです。干潟さくら台野球場になります。

下段は、本年 4 月に供用を開始した旭サッカー場、愛称がしおさいスタジアムです。サッカー場やアップスペース、管理棟、碎石の駐車場がございます。

最後の別紙の 4 ページをご覧ください。こちらは、飯岡中学校の東側にある飯岡ふれあいスポーツ公園です。施設は一体なんですけれども、設置管理条例の中で、サッカー場、ソフトボール場、多目的広場の 3 つで施設を分けてございます。

それでは、また資料の 1 ページへお戻りください。

1 の（２）の指定期間は、記載のとおり 5 年間となります。

（３）は指定管理候補者の概要です。①グループ名、あさひスポーツまちづくりパートナーズ。②のグループ構成です。代表団体は、コナミスポーツ株式会社、構成団体は、イオンディライト株式会社です。③の団体の主な業務内容ですが、コナミスポーツは、記載のとおりスポーツ施設等の経営及び運営受託等を主な業務としており、2 ページをお願いします。指定管理では、全国で 211 施設を運営しています。その下のイオンディライトは、建築物及び関連設備の総合管理、メンテナンス、警備などを主な業務としており、指定管理では全国で 28 施設を運営しております。

2 番、指定の経緯は、ご覧のとおりです。

(1) では、応募資格を記載しております。

(2) の応募状況です。5月27日の施設現地案内会には13団体の参加がありました。その下の応募の件数は、ご覧の3グループでございました。下の3、選定方法は、記載している条例の規定により旭市指定管理者候補者選定委員会で選定しました。

まためくっていただきまして、別紙の2をご覧ください。先ほどの図面の次です。こちらが要綱です。

第1条は設置の目的、第4条では委員長、第5条は各号でそれぞれ委員について定めています。

次のページをご覧ください。最後のページです。

別紙の3、こちらが審査基準となります。評価項目は大きく分けて1から6までございます。点数の配点は、真ん中の列です。合計で140点、右側は視点として、審査を行う上での視点となっています。

それではまた資料を戻っていただきまして、3ページをお願いします。

審査結果になります。選定委員10人の合計を平均した点が得点となります。結果は記載のとおりでございます。

6番、選定理由です。審査の結果、利用者へのサービス向上、施設利用の向上における新たな取組や多岐にわたる自主事業の提案に優れ、類似施設の管理実績から管理運営を適正かつ確実に実施することができると認められ、総得点が最も高いものであったことから、あさひスポーツまちづくりパートナーズを指定管理候補者として選定しています。それを受け、市は指定管理候補者として決定したものです。

続いて7番、選定されたグループの提案概要になります。こちらの提案概要は、審査基準表に合わせて構成しています。Ⅰが団体の経営方針等に関する事項、Ⅱが施設の経営方針等に関する事項、4ページをお願いします。4ページの(2)が施設運営に関する計画で、②では、施設利用向上の方法、⑤では、市内事業者との関係について、専門的な業務の再委託、物品の発注の際には地元企業を優先的に活用する計画となっています。

Ⅲが施設の管理に関する事項、5ページをお願いします。(2)が職員の勤務体制、①では、スタッフ雇用の考え方で、優先的に現職員の継続雇用を行う計画です。

続いて、Ⅳは情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、Ⅴは緊急時における対策に関する事項、次の6ページをお願いします。Ⅵは、その他特記事項で、(1)自主事業に関わる利益還元方法等を記載しております。

最後に資料には記載してありませんが、市が支払う指定管理料について改めてご説明をいたします。

先日の議案質疑の回答で、指定管理料は維持管理費に相当する費用であり、また、施設の利用料は指定管理者の収入になるとの回答をさせていただきました。

ここを詳しく申し上げますと、まず、市が指定管理者の公募の際に提示した指定管理料の基準となる上限の額については、過去の実績等から算出した維持管理に係る経費の額から、市が想定する使用料の収入額 1,847 万円を引いた額であります。その差引きした金額を市は上限額として 1 億 1,096 万円としたものでございます。したがって、指定管理候補者が提案した指定管理料 1 億 996 万円についても、候補者が計画した経費から計画する利用料収入等を引いた額となるものでございます。

なお、施設の利用者が払う使用料は指定管理者の収入となる利用料金制を採用していますが、施設使用料は市の条例の範囲内となりますので、指定管理になったら利用者が払う料金が高くなるということはありません。

また、施設の予約方法や予約システムについても変更せずにそのまま引き継ぎますので、利用者、市民が混乱することのないように進めてまいります。

また、議案質疑の回答において、指定管理の業務の中で、芝生の管理の一部を除いているご説明をいたしましたが、この点についても詳しくご説明いたします。

まず、対象の施設は 5 か所で、スポーツの森公園野球場、それから海上コミュニティ運動公園野球場、飯岡野球場、干潟さくら台野球場、最後に飯岡ふれあいスポーツ公園、こちらにはサッカー場、ソフトボール場、多目的広場がございます。この 5 か所の芝のグラウンドの部分です。この芝生管理のうち、薬剤散布やエアレーションと言って芝に穴を開けて通気をよくするためのものです。それから、目土、施肥については、これまで市は委託業務で発注して実施し、その他の日常的な芝刈り等は、市が直営で市の会計年度の作業員によって行っていました。この委託業務の部分については今回の指定管理に入れずに引き続き市が発注することで、市内の企業の育成と受注機会の確保を図る予定でございます。

日常の芝刈りなどの管理は、今後は指定管理者の範囲となるものでございます。

最後に、今後の流れについてご説明いたします。指定管理者の指定の議決をいただきましたら、指定期間の 5 年間における施設の基本的な管理運営を定める協議を行いまして、その後、基本協定を交わします。その次に、事業実施に係る時期事項を定める年度協定を交わすことになりますが、この協定は年度ごとに交わすもので、ここには指定管理料が含まれますので、

3月議会における令和5年度の一般会計予算の中に指定管理料を計上し、予算の議決をいただいた後に年度協定を交わすことになります。

なお、その年度協定なんですけれども、協議の際に、指定管理料が減額になる場合がございます。理由なんですけれども、例えばサッカー場の維持管理費については、供用したばかりということで実績がありませんので、令和4年度の予算額で見えております。今後、その実績額が見えてくる中で少し減額ができる状況が見えてきましたので、協議の上で、実績に近い額で減額したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） この件について、3点質問させていただきます。

まず最初に、施設現地案内会に参加された団体が13団体あるということなんですけれども、その中に地元の企業があったかどうかを教えてください。

2点目としましては、別紙1の1ページの飯岡体育館と飯岡野球場の管理範囲なんですけれども、野球場の脇に物置みたいなものがあるんですけれども、この中にビーチバレーとか、しおさいマラソンで使うような用具が入っているんです。こちらはどこの管理になるかを教えてください。

3点目は、指定管理後に条例を変える場合の取決めというか、例えば、利用料金も条例で変えろとか、そういうケースがある場合、何か取決めみたいなものがあるかどうかを教えてください。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 施設案内会の関係でございました。こちらは13団体あったんですけれども、地元の企業ということでございました。1社ございました。地元千葉支社ということで支社を置いている企業が1社、その中でございました。

それから、別紙1の飯岡体育館と飯岡野球場の物置なんですけれども、こちらは指定管理の範囲となります。

それから、使用料は条例で決まっている範囲ということなんですけれども、今後料金が変わるかということなんですけれども、あくまでも料金は市で設定するものですので、現在、料

金を上げるような予定はございません。

以上です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 13 団体のうち 1 社、地元を支社がある企業が あったということなんですけれども、明確な審査基準があるのでとてもいいとは思いますが、この基準だと、やはり、大手しか応募できないのかなと感じております。そうすると、やはり、指定管理となると、これからは大手企業が全部落札していくような状態になって、地元に対する配慮的なものがどうなんだろうというところのご見解をお伺いしたいです。

2 点目の飯岡体育館は管理範囲内ということで、指定管理者が管理されるということで分かりました。

3 点目なんですけれども、例えば、今、野球場を野球以外のイベントに使えるとか、使えないとかあると思うんですけれども、そういう条例を変えるときとかは、指定管理会社とかは特に何も権限がないというか、こちらで条例で決めちゃえば、そのまま運用されるのかどうか。その辺、もし分かればご回答をお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、審査基準という、地元が関われないというようなことでございました。

お手元の資料をご覧ください。一番最後の審査基準の部分です。

市としても、こちらの 12 施設を一括でということの中で、施設の予約から受付、利用、その後の料金徴収、それから施設の維持管理、全て一括となるものですので、なかなか地元の企業が入る余地がないのではないかと様々な検討をさせていただきました。

その中で、募集要項の中でも、地元との関わり方を非常に重要視しておりまして、それを求めています。審査基準の大きな項目の 2 番の（２）の⑤市内事業者との関係についてということでございます。こちらで市内事業者との関係構築の考え方を求めています。

そのほかには、3 番の部分では、スタッフ雇用と既存スタッフの市内優先雇用ということも求めています。

続いて野球場を例えば別の利用ということでございますが、基本的に、社会体育施設、野球場ということで、市では、その利用ということでお願いしているんですけれども、今後、指定管理となります。そんな中で、もし指定管理者から提案がございましたら、それは協議の

上でということではかっぺいきたいと考えております。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 今説明の中で、グラウンドの芝生のエアレーションなり除草剤は、別途、指定管理の中には含まず、体育振興課のほうで業者に依頼するというお話ですけども、それは当然、地元業者を依頼してもらって、なおかつ、その周りに樹木があるかと思うんですけども、その点はどうなるのか伺います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 芝刈りは、先ほどご説明した分を除いて、市で発注するというところでございます。こちらは、当然入札ですので入札で決まるものでございます。

それから、樹木の関係がございました。樹木も、確かに総合体育館の脇に何本か、それから飯岡体育館の野球場の外周に一部、それから飯岡ふれあいスポーツ公園の外周にもございます。干潟のさくら台にも多少ございました。

この樹木なんですけども、管理といいますか、伸び過ぎた枝を市の会計年度の作業員に切ってもらっているという管理でございます。こちらについては、今度は指定管理の範囲となるものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。今までは市のほうでシルバー人材にお願いしていたけれども、今度は指定管理の中に含まれるという考えですね。分かりました。

あともう1点ですけども、指定管理者による利益の還元方法なんですけれども、これを見ますと、計画がその他の欄にありますが、分かりやすく説明のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 資料の6ページをご覧ください。

VI（1）で自主事業に係る利益の還元方法がございます。こちらを詳しくご説明いたします。

ポチの二つ目をお願いします。

自主事業による利益還元と言いまして、自主事業とは、まず参加費を取って、その事業者、指定管理者が自主的に開催するスポーツ教室や体験イベントなどを実施して、その参加料から発生する利益です。経費もあるんですけども、そこから発生した利益の一部ということになります。こちらについては、自主事業利益の 10%を指定管理の範囲の施設について、修繕だったり備品費に還元したりということでございます。その上で、最終的にまた自主事業で得る利益の中から毎年 200 万円を指定管理料削減のために充当するというところでございます。

それからさらに、施設の利用料金収入が各年度の計画額を超過した場合、その超過額の 20%を市に還元しますということございまして、市の上限の指定管理料から 100 万円低い額で指定管理候補者から出ている提案です。さらにこれはプラスアルファとなるものですので、市としては財政運営の上でも貢献していただけるとして大いに期待しているものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） それでは、毎年、そういったものが指定管理者のほうから市のほうには行われるという考えでいいですか。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） そのためにも、目標とした計画をしっかりと実行してもらうためには市のバックアップが必ず必要であるというふうに考えております。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 1 点目でございますけれども、旭市の公の施設指定管理者指定申請書が今回ありましたよね。それに伴って提出された第 1 号様式、2 条関係ですけれども、事業計画書並びに収支予算書が添付書類として出されたかと思います。それについて資料提供を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。マル秘資料になろうかと思います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 指定管理業務というものは、市が払う指定管理費がございます。

それを事業者はその範囲の中で自社のノウハウを発揮して行うものでございますので、その指定管理料以外の部分というのは、会社のノウハウということです。また、まして今現在の予定ということで出している申請ですので、その辺はご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 理解というのは、どういうことですか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） お示しできるのは指定管理料の部分だけということで、指定管理者は指定管理料の中で独自のノウハウを生かしてやりくりをするという部分ですので、お知らせできるのは指定管理料だけということになります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） それでは課長、第3号様式、収入の部の合計金額とか、支出の部の合計金額、すなわち収支です。あさひスポーツまちづくりパートナーズの予算額、あさひ・シンコー・まちづくりグループの予算額、オーエンス・パーソンアンドパーソンスタッフグループの予算額、この3者の入札に係る予算額は幾らぐらいだったのかという提示は大丈夫でしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） こちらも、まず指定管理候補者の分も指定管理料の部分だけということになりますので、収支についても、その部分は各会社のノウハウの部分ということになりますので、お示しすることはできないということですのでよろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） それでは、入札に関わった3者のグループについて、当該者以外は実際どうであったのかということ、収支について検討することはできないということになりませんか。いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 今回、入札ということではなく、指定管理の中の申請でございます。あくまでも計画に対しての審査ということになります。入札ということではないです。

ですので、この計画に対して審査を行いまして、旭市として一番実効的に運営していただける、旭市のスポーツ振興をよくしていただけるというところで選んだ事業者でございますので、指定管理料の収支というのはお示しすることはできないものです。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。

この間説明が議場でありました。選定委員の氏名公表を求められたけれども回答がなかったというふうに記憶しているのですけれども、旭市の個人情報保護条例第 14 条の規定とは若干違うのではないかとというふうに個人的に思ったのですけれども、開示しないことができる個人情報とは違うと思います。その点についていかがでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 選定委員の個人名ということでございました。こちらは旭市情報公開条例というのがございます。その 2 号の中に、個人に関する情報ということで、特定の個人を明らかに識別することができるものは不開示となるものでございますけれども、具体的に言いますと、選定委員は公務員ではございません。一個人ということになります。ですので、公表はできないということと、こちらを公表することで審査における率直な評価であったり、判断というのが、公表してしまうと、皆さん事業者でもあり、利益も絡むものでございますので、そこら辺を公表することで率直な評価とか判断、それから意思決定がはっきりと表現できないということもございますので、そこはお示しできないということでご理解をお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 理解させていただきました。

最後の質疑に入ります。

野球場、テニスコート周りは、外観整備が非常に大事だということを前回もおっしゃってありました。芝生広場トイレについては指定管理対象になっていると。しかしながら、残念ながら芝生広場は広大で、むしろ、そういったところも指定管理をお願いしたいと個人的に思っているのですけれども、それは無理があるのかな。その点についての見解をお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 今の芝生広場トイレというのは、スポーツの森ですよ。実際、芝生広場は、今回の指定管理は都市整備課の範囲ということになりますので、野球場の部分がうちのほうの体育振興課の指定管理となるものでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございました。質疑を終わりにさせていただきます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

議長。

○議長（木内欽市） ちょっと分からないので教えてもらいたいんですが、今、指定管理を行わせる公の施設の名称が 12 施設出ていますが、これで市の公の施設はだいたい終わりだと。ほかには、海上のキャンプ場とか既にしておりますけれども、だいたいこれで全てなんですよ。

それとあと、先ほど干潟保育所の件も聞きたいと思うんですが、公の施設を廃止する場合には議会の議決が必要かと思うんです。公の施設にはならないとか、特に重要な公の施設に対しては特別議決、私はこの庁舎のときに初めて特別議決があったんですが、3分の2以上の賛成ね。それだけ公の施設の廃止とかには、やはり、議会の同意とか、そういうのが必要かと思うんですが、その辺を。

それとあと、この指定管理で、先ほど永井委員の質問にありましたが、地元のあれというより、雇用は延べ何人ぐらい予定しているのか、そこを教えてください。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質疑に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから1点、干潟保育所に関連してということで、公施設の廃止ということで、それは議案ではないのかというご質問でございます。

先ほど申し上げましたように、条例がありますので、ですから、設置管理条例のほうは名前を落とすという議決が必要です。あと、庁舎のほうは特別議決、要は議員の3分の2以上の賛成がなければ可決になりません。まさしく、庁舎というのは本当に住民生活の中で非常に大事なものだということで特別議決が必要だよということになっておりますが、保育所等については特別議決を要さない。要は、半数の賛成で議案のほうが通るということで理解しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 今後の指定管理ということでございました。

うちの体育振興課としましては、この 12 施設で、このままいきたいというふうを考えています。実際、それ以上のものというのは考えておりません。

それから、議長のほうから雇用ということでございました。

まず、会計年度職員なんですけれども、こちらが体育施設は 12 人ございます。それから、野球場の管理を個人にお願いしている部分が 3 人ございます。現在、市で想定しているのは 15 人なんですけれども、その他、夜間の管理ということで受付をシルバー人材にお願いしているんですけれども、こちらがどのようになるかということで、ここは指定管理者との協議になるかと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 木内議長。

○議長（木内欽市） それでは、先ほど指定管理料 1 億 1,000 万幾らのほかに、利用料収入は全部指定管理者に行くというお話がございました。例えば、サッカー場は昨今のサッカーブームで相当利用者が増えると思うんですが、増えた分も全部ストレートに指定管理者に行くんですか。それとも半分ぐらい市に返ってくるとか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 実際、施設を利用してもらった収入は、指定管理者の収入となります。例えば、それが多く、頑張ってということでございます。基本的には、それは指定管理者の収入となります。もちろん、それは指定管理者が一生懸命営業した中で利用者が増えているということでございます。利用者が増えるということは、体育施設を使っている、施設の目的を果たしているという考えになると思います。

そういった中で、収入は指定管理者の頑張る部分なんですけれども、先ほど片桐委員から質問のあった、その中で利益還元という部分でプラスアルファとして市に入ってくるということでお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 先に今のご答弁をお伺いしたいんですけれども、利益還元は自主事業によるものだけじゃないということですね。利用者が増えた分、利用料が増えたところも利益還元の原資というか元になるということですのでよろしいですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 資料の6ページをご覧ください。こちらのポチの2つ目が自主事業による還元、最後のポチが、さらに施設の利用料金収入、こちらは自主事業ではなく利用料金収入です。これが計画を超過した場合、その超過額の20%還元でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

最初から行きます。芝の管理は、今までどおり市でやるという部分なんですけれども、指定管理料の中で維持管理に係る経費から使用料を引いた分の1億1,096万円が出ているんですが、維持管理に係る経費の中には、当然のことながら、これが含まれていないということですよね。含まれていない分の金額、入札ということなんですけれども、実際に5つの芝生のところですか。その金額を教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 先ほどの管理の分、発注している分ということで、内容を変える場合もございますけれども、年間800万円から900万円の実績でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 800万円から900万円の経費というのを、今までどおり市からの発注で委託するということで、それを市内業者さんにとということなんですね。市内業者を使うということでは、私の感覚ですけれども、金額が何かアリバイ的な感じがするという気がするんですけれども、ほかに市内業者を使えるように何か検討としてありませんでしたか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） こちらは初めて指定管理を行うと計画する中で、市内業者が一番関わっている大きい部分は、今回の指定管理は除こうということでございます。

その他なんですけれども、大きな管理業務委託というのは、作業員に頑張っていただいている部分が非常に大きいので、あとは市内で行っているのは消防設備保守点検とか、そういうのがあるんですけれども、それは引き続き地元の業者にということでお願いしていくということでございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

先ほどの自主事業による利益還元についてなんですけれども、自主事業利益の 10%を修繕費、備品費に還元した上で、最終的に自主事業で得る利益の中から毎年 200 万円を指定管理料削減のために充当しますということは、このところが結構よくて、これを取られているんじゃないかと思うんですけれども、自主事業による利益はどれぐらいで提示されて、どういった自主事業内容で、金額を教えてください。毎年 200 万円が削減のために充当しますと決定的なものね。教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 指定管理という業務は、市から払われる指定管理料の中で事業者はやりくりをするというものでございますので、自主事業の収入が幾らなるかというのは、ここではお示しができません。

その中で、もちろん市としては実績を確認していきます。それは毎月の月次報告であったり、事業年度報告はもちろん確認していきます。ただ、指定管理という業務は指定管理費の中で事業者はやりくりするというのが原則ですので、ここではお示しができないものです。

それから、どのような自主事業の事業があるかということでございました。実際、ヨガだったり、軽体操、卓球、テニスを行ったり、ランニングやウォーキング、ストレッチ、太極拳、肩こり腰痛予防、親子向け体操、各種の球技、それから陸上、バレー、各種ニュースポーツと、それからプロ選手やトップアスリートを招いてのイベント等も企画されております。多種多岐にわたるということでお願いします。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中でありますが、午後 2 時まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 2 時 0 分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 自主事業による利益還元のことについてなんですけれども、何でここに

こだわるかという、結局、ここのポイントが高くて選ばれたパートナーズということじゃないかと思うんです。

この文面によると、自主事業による利益還元については、自主事業利益の 10%を修繕費、だから提示されている金額があるわけです。だから、これを逆算すれば出てくるということですよね。10%を修繕費、備品費に還元した上で、最終的に自主事業で出る利益の中から毎年 200 万円を指定管理料削減のために充当します。さっき、これは確定していることですかと言ったら、そうだということで、でも、今ちょっと違うみたいなことをおっしゃったんですけども、私が知りたいのは、こちらがどれだけの金額を自主事業で稼ごうとしているかというのを提示されたかということを知りたいんです。そのポイントが高かったということは、風呂敷は大きければ大きいほど広げておいたほうが、指定管理をゲットできるということにつながらないかということで質疑しているわけです。そこを教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、お手元の資料の最後のページをご覧ください。

審査基準表になります。確かに自主事業のポイントが高かったんだろうということなんですけれども、あくまでも、この点は満点が 10 ということになります。その他の点があつてということでございます。

それから、200 万円ということなんですけれども、私の説明で必ずというふうに聞こえたかもしれませんが、あくまでも自主事業で得た利益の中から 200 万円ですので、利益がもし 200 万円なかったら、それはお支払いすることができないということでございます。なので、これはこの事業者がどんどん自主事業をやっていただいて、市への還元というのは期待するものでございます。

それから、収支の中であるんだろうということでございますけれども、再三お伝えしているんですけれども、この指定管理事業は、市が払う指定管理料があつて、それでやりくりをする事業ですので、その他の収支については、すみませんがお示しすることができません。もちろん収支としては頂いていますけれども、教えることができないということでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） そうしたら、10%とか、毎年 200 万円とか、こういう金額を出すべきですか。全体が分からないのに、こうやって毎年 200 万円を指定管理料削減のために充当します。

でも、これは絶対じゃないから、駄目だったときはいいんですよということなんですよ。それが何でこの評価のポイントになるのかは、ちょっと分からないですね。10点もこのところに持ってくるのがちょっと分からない。駄目だったらいいんだよということだったら、ポイントとしてどうなんですかというふうに思います。絶対ということではないからいいのかも分からないんですけども、頑張って自主事業で利益を上げると、そういった努力を駄目ならいいんだよというのでされるかどうかというのがよく分からないんです。

私が危惧しているのは、ご覧になった方はいらっしゃると思うんですけども、飯岡ユートピアセンターに宝石の買取りをやりますというチラシが入っていたんです。ユートピアセンターは、市の施設ではなかったでしたっけ。もし、これが指定管理で、自主事業で稼ごうかというときに、こういったことができるのかどうか。私は、これができるのかどうかというのをまず聞きたくて、ここのスポーツ施設とかも、こちらでできるのであれば、こういったスポーツの森公園だとか、そちらにも同じような対応になるんじゃないかなと思うんですけども、そこでがんがんこういった自主事業をして稼ぐこともできるのかどうか、教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 確かに戸村委員のおっしゃるとおり、計画だけしていればいいんじゃないかと言うかもしれませんが、それは審査基準表のとおり、うちのほうでは実績も見て、実効性のある計画かという審査もしています。そんな中で自主事業に関する還元も実効性があるというふうに見て審査の点も加えたんですけども、これはもちろん、こういう計画がいいから、市はそれを選んでいくわけですので、必ずそれを実行してもらいたい。そのためには、しっかり見ていく必要は当然あるということでございます。

それから、ユートピアの話がございました。体育施設でも販売する業務の可能性は確かにございます。例えばスポーツグッズであったり、傷とかサポーターであったり、そういったものは利用者サービスの一環ですので、そういう販売事業も今後あるというふうに考えております。それも協議の中で聞いた上でということになります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ごめんなさい、私、課長にではなくて、どなたにお聞きしますかね。副市長ですかね。

私は2紙に入っていたから1枚差し上げてもいいんですけども、こういった市の公の施設

で、いかにも市からのバックアップというか、認められているんだよ的な感じの広告を出して、人を集めてお金を、恐らく宝石買取りなんていったら、がっばり入るんじゃないかと思うんですけども、こういったことが公の施設で行われるということに関して一定の基準があると思うんですけども、そこを教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） まず、チラシの関係ですが、私は承知しておりませんでした。

市のほうの基準がどこにあるかというのは、私もすぐ出てきませんが、基本的には公序良俗に反しないものであれば、例えば基準がなくても、事前の相談等があれば許可するでしょうし……。

○委員長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時10分

○委員長（宮内 保） それでは再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 今チラシを見せていただいたんですが、ユートピアセンターは地方自治法の規定に基づいて設置された建物でございます。海上公民館とか干潟公民館は公民館法で定めた施設で、その施設はこういった販売目的のものはできないことになっています。

ただ、ユートピアセンターは地方自治法で定められた施設でありまして、一定の業者については利用できるようになっている施設でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ということは、今回の指定管理に関しては、地方自治法で定められた施設であるのかないのか。それと、一定の業者というのは、どういうのを一定の業者というのか。ここからは、副市長になっちゃうのかな。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 体育施設でということでございます。

体育施設は、あくまでもスポーツを主とした施設ですので、そのような販売行為は、協議があるかどうかは分からないんですけども、あまり思わしくないと思います。

基本的に提案のあるものは、スポーツの関連した事業での自主事業で提案を受けております。体育施設としては以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 課長、そうなんです。私もそう思うんですけども、私としてはそう思いますでは駄目なんです。公序良俗ということも、そんなことはみんながちゃんと守っていれば法律なんか要らないわけだし、警察も要らないと思うんです。

でも、何回も言いますけれども、市民の税金で賄う施設を指定管理に出そうとしているときに、私はこう思うから大丈夫だと思いますとか、そういうのでは駄目なんですよ。やはり、きちんとした決め事があって、その上で成り立つことじゃないと駄目だと思うんです。なので、これが地方自治法で定める施設なのかどうかと、一定の基準というものをきちんとお答えいただきたいんですが、副市長。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） ご指摘のとおり、しっかりした基準を持つてということで、社会体育施設の目的ですので、体育施設として、これは地方自治法に定める施設です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、その一定の基準にという、そのところを教えてください。地方自治法で定める施設ですから、一定の基準を教えてください。

現実問題として、飯岡ユートピアセンターでやりますとチラシまで出して、これは恐らく全市に回っていると思うんです。12月9日、10日とやっていますから、やっちゃったもの勝ちになっちゃうね。この辺、基準をきちんとやっておいてもらわないと、これがどうなのかと、私たちが市民に聞かれたときに答えられません。

○委員長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時20分

○委員長（宮内 保） それでは再開いたします。

戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 飯岡ユートピアセンターにつきましては、営利を目的とした場合は、使用料の 100 分の 900 乗じて得た額を徴収して事業を行えるようになっている施設でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、ユートピアセンターに関しては、この議案から若干ずれますので。

○委員（戸村ひとみ） もうユートピアセンターから外れます。

○委員長（宮内 保） そうですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） すみません、訂正させてください。10 倍の額ということです。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 地方自治法の定める施設を利用する場合の基準として、営利を目的とする場合には 10 倍の使用料を払えばいいと、これが基準ということなんですか。ということは、同じく地方自治法で定める今回の指定管理 12 施設にも、同じものが適用になるという考えでいいのでしょうか。こういう宝石と言っているわけではなくて、基準です。私は、あくまでも基準にこだわりたいんです。

さっきの質疑でも言いましたけれども、今までこうしていたからとか、そういうのではなくて、きちんとしたものを決めておかないと、これから先にどんどん悪習というんですか、こうしたらよかったのにみたいなことがずっと変えられないで引き継がれていくようなことになりかねないので、私は基準にこだわりたいんです。ですから、地方自治法が定める施設の営利を目的とする利用に関しては、10 倍の使用料を払えば使うことができる。それが 1 つ、基準としてあるだけですか。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 使用料及び手数料に関する条例がございます。こちらに体育施設も入っております。この中で営利を目的として使用する場合は、こちらも規定使用料に 100 分の 900 を乗じてということなので、10 倍の料金となるものです。

ただ、委員がおっしゃっているのは、その使い方ということだと思います。今後、指定管理

になる上で、この辺はスポーツの目的に関係するものかどうかというのは、当然、市のほうで確認しながら、自主事業の場合は市との協議が必要ですので、そこはしっかり協議の上で許可を出していきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 20 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第 1 号、令和 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、指定管理の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(宮内 保) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(齊藤孝一) 健康づくり課より、新型コロナワクチン接種状況についてご報告します。

お手元の健康づくり課と書いてある資料をお願いします。

初めに、1、旭市コロナワクチン接種状況です。

(1) は、オミクロン株対応ワクチンの接種状況です。オミクロン株対応ワクチンは初回接種1、2回目が完了した方に接種可能なため、11月30日現在、2回接種完了者に対する接種率を記載しております。11月30日現在、12歳から59歳の方の接種率は26.2%、60歳以上の方の接種率は35%で、市全体の接種率は30.1%となっております。

次に(2)は、5歳から11歳の小児用ワクチンの接種状況です。7月1日現在の人口に対する回数ごとの接種人数、接種率は記載のとおりです。

続いて(3)については、11月18日から開始いたしました生後6か月から4歳の乳幼児用

のワクチンの接種状況です。こちらは、11月1日の人口に対する接種割合を記載しております。表の下に注意書きをしておりますが、人口は6か月未満の方の人数を含んだ数になっております。

次に2、市内の感染状況でございます。

9月26日から、全国一律で新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しが行われ、現在は1週間ごとの市内感染者数及び療養内訳が県から情報提供されております。12月1日現在の直近7日間の感染者数は、記載のとおりであります。

一番左の欄の医療機関等で診断にあります366人は、欄外にも記載のとおり、医療機関所在地ごとの集計ですので、市外在住の方を含んだ数字となっております。

健康づくり課からは以上です。

○委員長（宮内 保） 続きまして、教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは続きまして、学校再編の進捗状況についてご報告させていただきます。

お手元の右上に教育総務課と書いた学校再編の進捗状況についてという資料をご覧くださいと思います。

令和4年度の進捗状況ですが、今年度は児童数が最も減少している干潟地域より、まず小学校のPTAの役員の方々と事前に準備、調整を行いまして保護者説明会を開催いたしております。小学校及び近隣保育所の保護者を対象として、11月22日に萬歳小、11月24日に中和小、12月2日に古城小で説明会を開催いたしました。萬歳小で12名、中和小で20名、古城小で15名のご出席をいただきました。

説明会当日は出席者数が少なかったものの、市民の皆様に深くご理解いただくために、基本方針概要版と（仮称）干潟地域小学校編の説明用動画を作成し、事前に市ホームページ、YouTube、LINEにて配信をしておりましたので、欠席された方もこの動画を閲覧していただいているとの情報は多くいただいております。説明会で特に反対意見等はございませんでした。

また、今後ですが、12月13日本日、この後、干潟地域の保護者向けアンケートを発送しまして、1月中旬に集計を終えてホームページ等に公表する予定でございます。

それと、2の今後の予定ですが、干潟地域の住民を対象とした地域説明会の事前の打合せを区長会等を役員方としまして、地域説明会を、今のところ2月19日日曜日の予定で準備を進めております。

次年度以降の予定ですが、ほかの地域につきましては、来年度に準備が整い次第、説明会を開催してまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告が終わりました。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮 内 保